

議案第 43 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成21年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成21年5月11日提出

生駒市長 山下 真

専第 4 号

専 決 処 分 書

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成21年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項を削る。

附則第3項中「第15条第1項」を「第15条」に、「同項」を「同条」に改め、附則第4項、第6項、第9項及び第11項から第13項までの規定中「第15条第1項」を「第15条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市国民健康保険税条例第15条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。